**北上工業団地環境緑地保全地域の指定解除説明書**

**１　これまでの経緯**

**(１)　北上工業団地環境緑地保全地域の指定**

　　①　所　在　地　　北上市北工業団地

　　②　指定面積　　１５０　ha

　　③　指定年月日　　昭和48年12月５日

　　　　　　　　　　　当時の岩手県自然保護条例に基づく自然保護地区(保護調整地区)として指定。昭和48年12月25日の条例改正後の岩手県自然環境保全条例附則３による経過措置として、環境緑地保全地域とみなすこととされた。

〇　自然保護地区（保護調整地区）

宅地又は工業用地の造成等の開発行為が行われる地区のうち、自然の保護と開発との調和を図るとともに、植生の回復その他自然の造成を行うことが必要な地区

〇　環境緑地保全地域内の行為規制

　　工作物の新築、土地の造成及び伐採等を実施する場合は、事前の届出が必要

　　④　指定の目的　　緑地の保護、回復及び造成

　　⑤　地　権　者　　公有地、民有地（工業団地内企業所有地、個人所有地）

**(２)　環境緑地保全地域の動向**

　　①　工場立地法との関係

北上工業団地環境緑地保全地域が指定された昭和48年には、「工場立地法」が公布され、昭和49年には「工場立地に関する準則」の公布、「森林法」の改正による林地開発許可制度が整備されたことを踏まえ、昭和54年に策定された岩手県自然環境保全長期計画において「工場立地法、森林法等の諸制度が整備されたことにより、今後においてはこれらの地域の保全が確実となった段階で、逐次、その指定を解除する」こととされた。

その後、工場立地法による緑地の基準の改正が行われ、平成28年5月以降は、国が定める「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」の範囲内で、市町村が条例により緑地の敷地面積に対する割合を定めることができるものとされており、現在は、これに基づいて工業団地内の土地の有効利用と環境保全の調整を図っている。

②　北上工業団地環境緑地保全地域内の開発の動向

北上工業団地環境緑地保全地域では、半導体関連産業を中心とした企業の集積による土地の開発が概ね完了しており、また、今後、新たな再開発が行われる場合においても、工場立地法等に基づいた自然環境との調和が維持、確保されるものとなっている。

* 現在の工業団地内における緑地の割合：約１５％

**２　地元の意向**

北上市では、工場立地法等に基づいた緑地の基準が既に整備され、法令に基づいた十分な緑地が確保されていることから、環境緑地保全地域の指定について解除を要望している。

**３　指定を解除する理由**

岩手県自然環境保全条例に基づき指定された北上工業団地環境緑地保全地域は、自然環境と調整を図りながら開発地における緑地の確保、保全に寄与したところであるが、地域指定後、工場立地法等による緑地の基準が整備され、法令に基づいた緑地が確保されており、今後においても基準に基づく自然の保護と開発との調和が図られることから、指定を解除する。